

# 「宮城県社会的養育推進計画」中間案 概要

## 計画の名称

宮城県社会的養育推進計画

## 計画策定の趣旨

令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭庁から示された「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）に基づき、令和2年3月に策定した現行の「宮城県社会的養育推進計画」を全面的に見直し、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、こどもの最善の利益を実現していくための新たな計画として策定するもの。

## 計画の位置付け

本計画は、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標を位置付けた「新・宮城の将来ビジョン」を上位計画とした個別計画。

## 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

## 策定のポイント

- 令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえた取組項目の追加
- 各取組項目における数値目標及び評価指標の設定
- P D C Aサイクルの効果的な運用

## 計画の基本理念

社会的養護を必要とするこどもの最善の利益の実現に向けて、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づく各種施策・取組の推進により、こども一人一人が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長・自己実現できる宮城県を目指す。

## 新計画の体系

- 第1章 宮城県社会的養育推進計画の策定に当たって
- 第2章 宮城県社会的養育推進計画の基本理念及び全体像
- 第3章 宮城県社会的養育推進計画について
  - 1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
  - 2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
  - 3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新規】
  - 4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
  - 5 一時保護改革に向けた取組
  - 6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
  - 7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
  - 8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
  - 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
  - 10 児童相談所の強化等に向けた取組
  - 11 障害児入所施設における支援【新規】
- 第4章 主な指標及び目標について